☆武力行使の先に〝平和〟は見えますか？

ー六十九回目の敗戦記念日と集団的自衛権行使ー

ウクライナとガザ地区の戦闘

◇今この瞬間も、地球上で戦争のない日はありません。特に、ウクライナ東部におけるロシア側とウクライナの戦闘、そしてイスラエル西部におけるイスラエルとガザ地区ハマスとの戦闘はニュースにならない日はありません。

◇ウクライナでは戦争に全く関係のないマレーシアの民間旅客機が撃墜されました。ガザ地区でも戦争に全く関係のない民間人や子供が日々犠牲になっています。戦争はいったん始まってしまうとこのようなことになるのです。

◇この二つの戦争、つまりお互い武力を行使する、その先に平和は見えますか？残るのは悲しみの涙と憎悪だけではありませんか？。

集団的自衛権行使は戦争をすることです

◇このような現実があるにもかかわらず、武力で国際紛争を解決する、しかも自分の国が攻められていなくても・・・・というのが集団的自衛権行使なのです。

◇安倍首相は、おじいちゃんやおばあちゃん、子供を守るために集団的自衛権を行使するのだと言いますが、そうでしょうか？集団的自衛権の行使は逆に戦争を呼び込み、日本の国をウクライナやガザのような風景にする危険性を大いに含んでいます。

間もなく敗戦記念日、真の平和とは何か考えよう

◇戦後七十年近く戦争に加わらず、武力の行使を禁じてきた平和憲法。これを壊して真の平和が来る、国民を守れると私達は到底思えません。

◇武力行使ではなく平和憲法に基づく平和外交こそ、国の平和を実現し国民を守る。これが先の大戦の尊い教訓です。

◇間もなく、敗戦記念日がめぐってきます。あの戦争はなぜ起こったのか、武力を使う解決方法（戦争）は何をもたらしたのか、真に平和な国とはどんな姿なのか静かに胸に手をあてて考えてみませんか。

◆「２０１４年夏　平和の集い in 浜松」にご参加下さい。
日時：８月１５日　午後２～４時　場所　浜松市地域情報センター
講師：稲葉　彬（浜松学院大学名誉教授）
演題「平和憲法の危機　ー集団的自衛権と憲法第九条を中心としてー」
（主催・浜松・憲法九条の会）

二〇一四年八月十日（日）　第五七〇回憲法を守る平和行進
浜松市憲法を守る会　事務局　浜松市中区紺屋町三〇ー一五
★月例護憲平和行進　毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔日本国憲法第九条〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。